

愛媛県沿岸漁業改善資金運営協議会運営要領

【昭和 55 年 2 月 22 日 水第 81 号】

《最終改正 令和 4 年 7 月 15 日 4 漁政第 127 号》

第 1 趣旨

この要領は、沿岸漁業改善資金運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 設置

協議会は、地方局及び支局の所管区域ごとに設置するものとし、その名称は、別表に掲げるとおりとする。

第 3 協議事項

協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 沿岸漁業改善資金の貸付資格認定申請についての適否に関する事項
- (2) 当該地域における沿岸漁業改善資金制度の運営に関する事項
- (3) 地域漁業総合整備計画の適否に関する事項
- (4) 当該区域における地域漁業総合整備資金制度の運営に関する事項

第 4 組織

協議会は、委員 6 名以内で組織する。

ただし、申請者が認定中小企業者又は促進事業者の場合、中小企業の経営状況等に一定の知見を有する者等を運営協議会の構成員に加えることができるものとする。

第 5 委員及び座長

1 委員は、次に掲げる者のうちから、地方局長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 漁業協同組合の関係者
- (2) 市町の職員
- (3) 地方局及び支局の水産課の職員
- (4) 水産研究センターの職員
- (5) 水産業普及指導員
- (6) 水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う普及指導員
- (7) 都道府県または市町村の中小企業担当部局の職員
- (8) 中小企業診断士

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

第 6 招集

協議会は、座長が必要に応じ招集する。

第 7 意見の送付

座長は、第 3 (1) 又は (3) に掲げる事項についての協議結果をそれぞれ沿岸漁業改善資金に係る意見書（様式第 1 号）又は地域漁業総合整備計画に係る意見書（様式第 2 号）により地方局長に提出するものとする。

第 8 庶務

協議会の庶務は、地方局水産課において処理するものとする。

別表（第 2 関係）

協 議 会 の 名 称
西条地区沿岸漁業改善資金運営協議会
今治地区沿岸漁業改善資金運営協議会
松山地区沿岸漁業改善資金運営協議会
八幡浜地区沿岸漁業改善資金運営協議会
宇和島地区沿岸漁業改善資金運営協議会